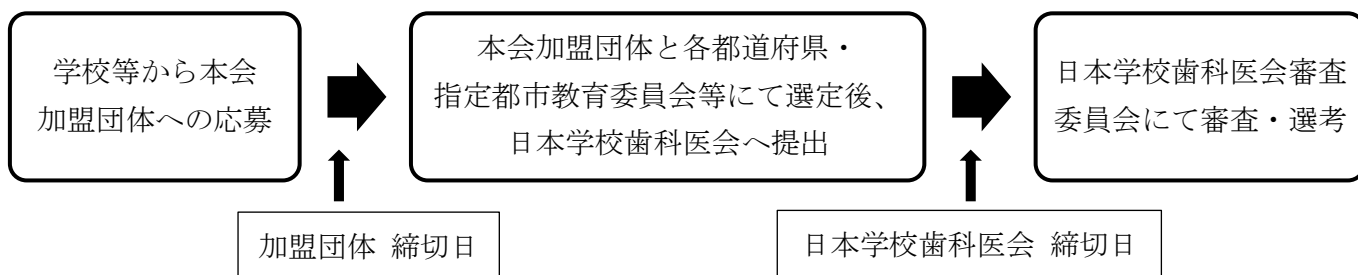


令和8年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」要項

- 名称：令和8年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」
主催：公益社団法人日本学校歯科医会
後援：文部科学省、こども家庭庁、公益財団法人日本学校保健会、
公益社団法人日本歯科医師会、厚生労働省
協賛：ライオン株式会社
対象：当該年度内に満4歳から満6歳になるすべての幼児、国公立を問わず、全国の小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の、児童生徒の作品
応募：幼児、児童生徒の歯・口の健康に関する図画もしくはポスターを[日本学校歯科医会加盟団体（本会ホームページ参照）](#)に応募する。応募作品を本会加盟団体と各都道府県・指定都市教育委員会等が審査・選考の上、日本学校歯科医会へ提出する。

応募の流れ



応募締切：令和8年9月17日（木）必着（日本学校歯科医会 締切日）

応募方法：

1. 応募数

各加盟団体は、幼稚園・保育園・こども園、小学校低学年（1年生～3年生）、小学校高学年（4年生～6年生）、中学校、高等学校、特別支援学校の幼児・児童生徒の作品より各1点の合計**6点**を応募できることとする。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部、高等学校の部から各1点応募できる。

2. 中学校、高等学校の部はCG作品の応募も可とする。

3. 作品は個人の作品とし、他団体の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする（ただし、加盟団体が本コンクールへの応募のために審査するコンクールは可とする。応募する作品はHPや紙面等において未掲載・未発表のものに限る）。

4. 本会に提出する際、応募票に必要事項を記入の上、すべての作品の裏に、1点ごとに1枚ずつ貼付すること。（**加盟団体名、作者の学校名（市区町村名から記入）、学年（幼児の部は年齢）、氏名、ふりがな**）

5. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。

6. 応募作品は、幼児、児童生徒の学校（園）名・学年（年齢）・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページ等で公表する。

応募上の注意：別紙参照

選考の基準：

1. 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。
3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。
4. 発達段階に応じた表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。
7. 他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること。

審査委員会の設置と審査：

日本学校歯科医会に有識者からなる「図画・ポスターコンクール審査委員会」を設置し、別に定める「選考の基準」により審査を行う。

表 彰：

応募された作品のうち、幼児の部、小学校低学年（1年生～3年生）の部、小学校高学年（4年生～6年生）の部、中学校の部、高等学校の部、特別支援学校の部から特に優れている作品を各1点最優秀賞として表彰する。また各2点を優秀賞として表彰する。なお、最優秀賞には文部科学大臣賞または内閣特命担当大臣賞が下付される。最優秀賞、優秀賞に該当しなかった作品は佳作として表彰する。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部・小学校高学年の部・中学校の部・高等学校の部において表彰する。

審査発表日：令和8年10月下旬を予定

表彰式：

最優秀賞受賞者の表彰式は令和8年10月15日の第90回全国学校歯科保健研究大会の場で行う。

また、最優秀賞受賞者の学校（園）名・学年（年齢）・氏名は大会要項に掲載する。

作品の返却及び著作権

- 全ての応募作品は応募団体である加盟団体へ返却する。
- 応募作品の著作権は主催者に帰属(著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む)することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。
- 作品作成者は本会に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- 加盟団体が応募作品を使用する場合は、著作権所有者でもある日本学校歯科医会へ、その旨使用許可申請願います。

※作品作成者及び保護者様におかれましては、本コンクールに応募された時点で上記著作権事項に同意したものとみなしますのでご留意願います。

歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール

応募上の注意

- 応募作品の規格は画用紙の四つ切サイズ（CGの場合はB3サイズ）とする。
- 応募作品は作者が当該年度に作成したものに限り、また、共同作品の応募は受け付けない。
- ポスターの場合「虫歯」ではなくひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく「歯みがき」と記載すること。
- 特定の歯科用品名・商品名は記載しないこと。
- 既存のキャラクターや写真の模写など、著作権や肖像権の侵害に当たるものは使用しないこと。
- 画像生成系 AI は、著作権上、予期せぬトラブルの原因となるので使用しないこと。